

# 特定路外駐車場設置のための手引き

 東 村 山 市

# 目 次

はじめに	1
対象となる特定路外駐車場	1
届出に必要な書類一覧	1
特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準	2
特定路外駐車場の例	3
特定路外駐車場設置（変更）届出書	
様式	4
記入例	5
路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書面	
様式	6
記入例	7

## はじめに

平成18年12月20日に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称：バリアフリー新法）」が施行され、特定路外駐車場を新設する場合は、省令で定められた構造及び設備に関する基準（路外駐車場移動等移動円滑化基準）への適合が義務付けられました。

また、既存の特定路外駐車場についても基準に適合させる努力義務があります。路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置（変更）するときは、あらかじめ、市長に届出が必要になります。

## 対象となる特定路外駐車場

駐車場法第12条の規定による届出駐車場（路外駐車場であって、駐車のために供する部分の面積が500㎡以上であり、かつ駐車場金を徴収するもの）のうち、道路付属物としての駐車場、公園施設としての駐車場、建築物である駐車場、ショッピングセンターや病院等の施設などの建築物に附属する駐車場を除いた路外駐車場が対象です。ただし、屋根のない昇降式駐車場は、建築物とはなりません。

## 届出に必要な書類一覧

	必要書類	駐車場法に基づく届出と同時の場合	単独の場合
1	特定路外駐車場設置（変更）届出書（第1号様式）		2
2	路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書面（第2号様式）	2	
3	車いす利用者用駐車施設、移動等円滑化経路、その他の主要な施設を表示した平面図（1/200以上）	2	2
4	特定路外駐車場の位置を表示した地形図（1/10,000以上）		2
5	特定路外駐車場の区域の平面図（1/200以上）		2

## 特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準

### 【車いす使用者用駐車施設】

1. 路外駐車場には、車いす使用者用駐車施設を1以上設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車の駐車のための駐車場についてはこの限りではない。
2. 路外駐車場車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。
  - (1) 幅は、350cm以上とすること。
  - (2) 路外駐車場車いす使用者用駐車施設又はその付近に、路外駐車場車いす使用者用駐車施設の表示をするとともに、当該駐車施設への経路について誘導標示を行うこと。
  - (3) 路外駐車場移動等円滑化経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

### 【路外駐車場移動等円滑化経路】

1. 路外駐車場車いす使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち1以上を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(路外駐車場移動等円滑化経路)にしなければならない。
2. 路外駐車場移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。
  - (1) 当該路外駐車場移動等円滑化経路上に段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。
  - (2) 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する出入口の幅は、80cm以上とすること。
  - (3) 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する通路は、次に掲げるものであること。

幅は、120cm以上とすること。

50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。
  - (4) 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する傾斜路(段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げるものであること。

幅は、段に代わるものにあつては120cm以上、段に併設するものにあつては90cm以上とすること。

勾配は、1/12を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあつては、1/8を超えないこと。

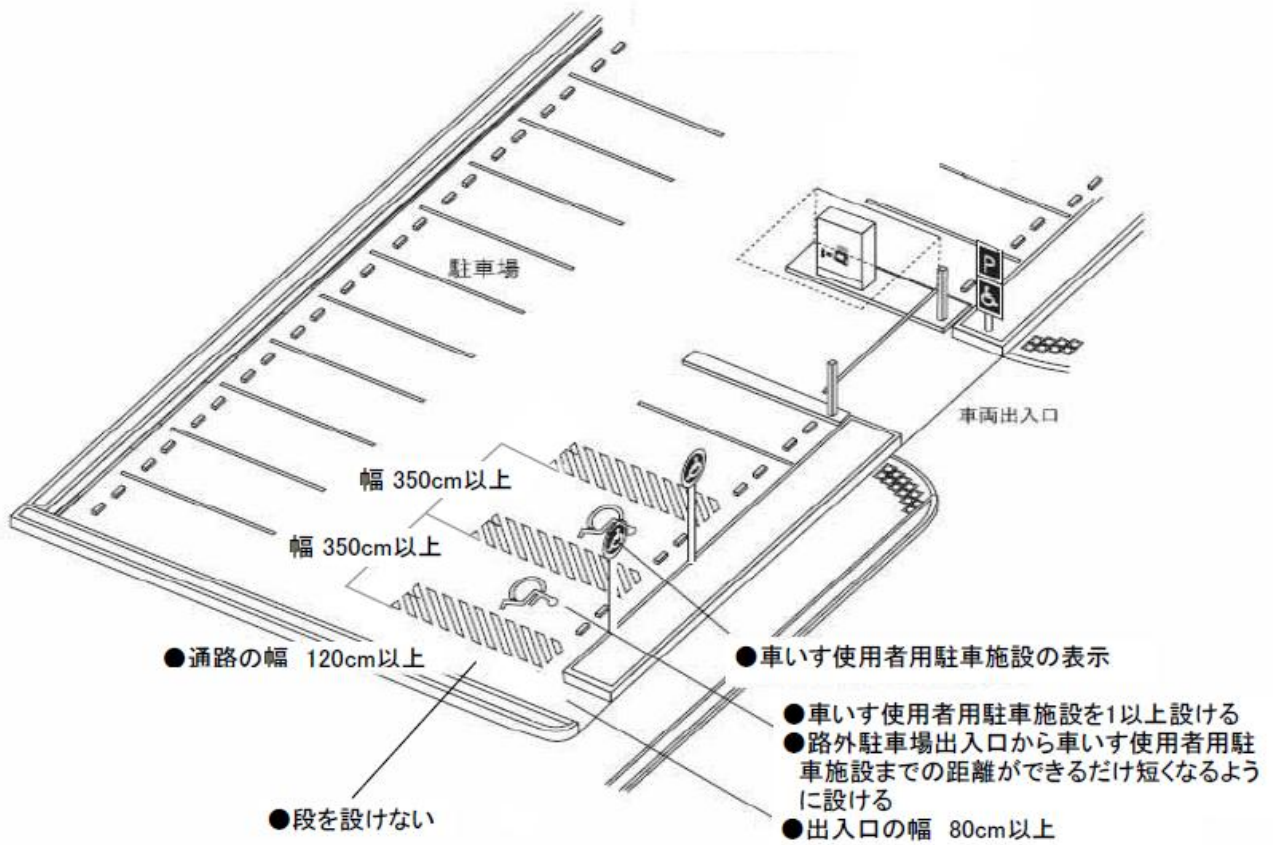
高さが75cmを超えるもの(勾配が1/20を超えるものに限る。)にあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。

勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

### 【特殊の装置】

1. これまでの規定は、その予想しない特殊の装置を用いる特定路外駐車場については、国土交通大臣がその装置がこれまでの規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認める場合においては、適用しない。

## 特定路外駐車場の例



# 届出書の様式

第1号様式（第7条第1項関係）

（日本工業規格A列4番）

特定路外駐車場設置（変更）届出書					
東村山市長 殿				年 月 日	
(特定路外駐車場管理者の氏名又は名称及び住所)					
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項本文の規定により、次のように届け出ます。					
1 駐車場の名称					
2 駐車場の位置					
3 規 模	イ 駐車場の区域の面積	平方メートル			
	ロ 駐車場の用に供する部分の面積	a 駐車のに供する部分の面積	一般公共の用に供する部分	平方メートル ( 駐車台数 台 )	
			それ以外の部分	平方メートル ( 駐車台数 台 )	
		b 車路等の面積	平方メートル		
4	路外駐車場車いす使用者用駐車施設 台				
	路外駐車場移動等円滑化経路の傾斜路の <sup>こう</sup> 勾配の最大値				
必 移 要 動 な 等 構 円 造 滑 及 化 び の 設 た 備 め に	特 殊 の 装 置	イ 特殊の装置の有無			
		ロ 特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第112号)第4条の規定による認定の概要	a 認定の番号		
			b 特殊の装置の名称等		
5 従業員概数					
6 供用開始（予定）日					

# 届出書の記入例

第1号様式（第7条第1項関係）

（日本工業規格A列4番）

特定路外駐車場設置（変更）届出書			
東村山市長 殿		平成24年 4月 1日	
（特定路外駐車場管理者の氏名又は名称及び住所） 東京都東村山市本町 - - 東京パーキング㈱ 代表取締役 東村山 太郎 印			
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項本文の規定により、次のように届け出ます。			
1	駐 車 場 の 名 称	東村山駐車場	
2	駐 車 場 の 位 置	東村山市本町 - -	
3  規  模	イ 駐車場の区域の面積	11,664.33 平方メートル	
	ロ 駐車場の用に供する部分の面積	a 駐車の用に供する部分の面積	一般公共の用に供する部分 7,200 平方メートル （駐車台数 480 台）
		それ以外の部分	平方メートル （駐車台数 台）
	b 車路等の面積	4,464.33 平方メートル	
4	路外駐車場車いす使用者用駐車施設 2 台		
	路外駐車場移動等円滑化経路の傾斜路の勾配の最大値 1 / 50		
必 移 要 動 な 等 構 円 造 滑 及 化 び の 設 た 備 め に	イ 特殊の装置の有無	なし	
	ロ 特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第112号）第4条の規定による認定の概要	a 認定の番号	
		b 特殊の装置の名称等	
5	従 業 員 概 数	5名	
6	供用開始（予定）日	平成24年6月1日	

# 書面の様式

第2号様式（第7条第2項関係）

（日本工業規格A列4番）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項ただし書に基づき、路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書面

必要動 な等 構円 造滑 化の 設た 備め に	路外駐車場車いす使用者用駐車施設 台			
	路外駐車場移動等円滑化経路の傾斜路の勾配 <small>こう</small> の最大値			
	特殊 の 装 置	イ 特殊の装置の有無		
		ロ 特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第112号)第4条の規定による認定の概要	認定の番号	
		特殊の装置の名称等		



# 書面の記入例

第2号様式（第7条第2項関係）

（日本工業規格A列4番）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項ただし書に基づき、路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書面

必要動 な等 構円 造滑 及化 びの 設た 備め に	路外駐車場車いす使用者用駐車施設      2 台			
	路外駐車場移動等円滑化経路の傾斜路の勾配 <small>こう</small> の最大値      1 / 5 0			
	特殊 の 装 置	イ 特殊の装置の有無	なし	
		ロ 特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第112号)第4条の規定による認定の概要	認定の番号	
		特殊の装置の名称等		